

野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金
交付規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和6年2月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第7号

野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則の一部を改正する規則

野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則（平成10年野田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「微生物」の次に「又は小動物の活動」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「市内に住所を有し、かつ、居住している者」を「本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1号中「第5条第1項の規定により登録を受けた販売店から」を「販売店等であつて市長が認めるものから新品の」に改め、同号ただし書を削る。

第4条第1項第1号中「につき購入価格」を「につき本体の購入に要する費用」に、「購入価格を含む。）」を「購入に要する費用を含み、配送料、修理保証等に係る費用を除く。）の実支出額」に改め、同項第2号中「購入価格」を「本体の購入に要する費用（配送料、修理保証等に係る費用を除く。）の実支出額」に改める。

第5条及び第6条を削り、第7条中「野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付申請書に市長が必要と認める書類」を「野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類等」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 生ごみ堆肥化装置の領収書
- (2) 助成対象者及び助成対象者の属する世帯の世帯員（法人にあつては、当該法人）の市税に関する納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号の書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第7条を第5条とする。

第8条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

第8条を第6条とし、第9条及び第10条を削り、第11条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この規則に違反したとき。

第12条を削り、第13条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。